

平安堂薬局の書面揭示事項等について

当薬局で取扱いのある医療保険及び公費負担医療について

当薬局で取扱いのある医療保険及び公費負担医療は以下の通りです。

- ・ 健康保険法に基づく保険薬局としての指定
- ・ 生活保護法に基づく指定（医療・介護）
- ・ 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定（更生医療・精神通院医療）
- ・ 労働者災害補償保険法に基づく指定
- ・ 児童福祉法に基づく指定
- ・ 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定
- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく指定
- ・ 中国残留邦人等に関する法律に基づく指定

個別の調剤報酬算定項目の分かる明細書の発行について

当薬局では、医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、処方された薬剤の薬価や調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

領収書・明細書が不要の方はお申し出ください。

保険外併用療養費に関する事項について

- ・ 必要に応じて薬剤の容器代を頂戴しております。
- ・ 患者さまの都合・希望に基づく郵送料等や配達料は患者さまご負担となります。
- ・ 患者さまによる一包化のご希望がある場合は実費にて、1包 50 円(税別)を請求させていただきます。

長期収載品の選定療養について

「後発医薬品」がある先発医薬品（長期収載品）を希望される場合や時間外の対応には、「選定療養費」をご負担いただいております。「医療上の必要性がある場合」などを除いて、患者さまの希望により、後発医薬品ではなく先発医薬品の調剤を受ける場合には、選定療養の対象として、両者の差額の 2 分の 1 を患者さまご自身が自己負担する仕組みです。後発医薬品への変更等について、ご相談がありましたらお声がけください。

個人情報保護の方針について

当薬局は、良質かつ適切な薬局サービスを提供するために、常に皆様の個人情報を適切に取り扱っております。当薬局における個人情報の利用目的は以下の通りです。

当薬局における調剤サービスの提供、医薬品を安全に利用していただくために必要な事項の把握、病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・介護サービス事業者等との必要な連携、病院・診療所等からの照会の回答、患者さまのご家族等への薬に関する説明、医療保険事務、薬剤師賠償責任保険などに係る保険会社への相談又は届出など、調剤サービスや業務の維持・改善のための基礎資料、当薬局内で行う症例研究、当薬局内で行う薬学生への薬局実務研修、外部監査機関への情報提供等

夜間・休日等加算、時間外等加算（時間外・休日・深夜）について

当薬局では、夜間時間・休日などで窓口対応を行う場合、下記の時間帯で夜間・休日等加算を算定いたします。

平日の 19 時以降 土曜日の 13 時以降 年末年始 12 月 30 日～1 月 3 日

また営業時間外の調剤につきましては、時間外・休日・深夜加算が発生いたします。

時間外加算：基礎額の 100% 休日加算：基礎額の 140% 深夜加算：基礎額の 200%

調剤基本料について	
調剤基本料 1	当薬局は調剤基本料 1 の施設基準に適合する薬局です。

調剤管理料・服薬管理指導料について	
調剤管理料	患者さまやご家族等から収集した投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の情報、お薬手帳、医薬品リスク管理計画（RMP）、薬剤服用歴等に基づき、薬学的分析及び評価を行ったうえで、患者さまごとに薬剤服用歴への記録や必要な薬学的管理を行っています。必要に応じて医師に処方内容の提案を行います。
服薬管理指導料	患者さまごとに作成した薬剤服用歴等に基づいて、処方された薬剤の重複投薬、相互作用、薬物アレルギー等を確認した上で、薬剤情報提供文書により情報提供し、薬剤の服用に関し、基本的な説明を行っています。薬剤服用歴等を参照しつつ、服薬状況、服薬期間中の体調変化、残薬の状況等の情報を収集した上で、処方された薬剤の適正使用のために必要な説明を行っています。薬剤交付後においても、必要に応じて指導等を実施しています。

電子的調剤情報連携体制整備加算について	
電子的調剤情報連携体制整備加算	<p>当薬局は以下の基準に適合する薬局です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ オンライン資格確認システムを通じて患者の診療情報、薬剤情報等を取得し、調剤、服薬指導等を行う際に当該情報を閲覧し、活用していること。 ・ マイナンバーカードの健康保険証利用を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいること。 ・ 電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用するなど、医療DXに係る取組を実施していること。

調剤ベースアップ評価料について	
調剤ベースアップ評価料	当薬局では、ベースアップ評価料を算定し、その一部を患者様にご負担頂いております。本評価料は医療従事者の処遇改善にその全額を充当することにより、物価高騰の中、医療従事者が安心して職務に従事することを目的としております。ご理解のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

在宅患者訪問薬剤管理料について	
在宅患者訪問薬剤管理指導料	当薬局では、在宅にて療養中で、通院が困難な場合、調剤後に患者様のご自宅を訪問し、薬剤服薬指導及び管理のお手伝いをさせていただくことができます。その際に算定いたします。医師の了解と指示が必要となりますので、ご相談ください。

平安堂薬局	管理薬剤師：清水聖子
所在地：横浜市中区相生町 5-77	電話：045-681-3232 FAX：045-681-3428